



コミュニティビジネス事業者、NPO法人の活動に対する支援策

平成15年8月現在

県	市区名	支援事業名	事業概要	支援内容										対象者						問合せ先							
				研修、相談、情報提供		助成金					その他			具体的な支援内容						支援を受けるための要件等		対象者の属性				部課係	TEL
				1 起業講座	2 相談、情報提供	3 人件費	4 専門家指導費	5 広報・宣伝、イベント開催費	6 運営・管理費	7 研修会参加費	8 場の提供	9 融資	10 税制支援							1 NPO法人	2 株式会社	3 個人事業者	4 任意団体	5 個人	6 その他		
群馬県	桐生市	まちなか情報サロン運営事業	中心商店街の空き店舗を活用して、多世代の交流可能なインターネットカフェを開設し、地域密着型の情報化に資する。平成14年5月17日オープン。												-コーヒーなどソフトドリンク、軽食の提供 IT講習、無料パソコンお悩み相談 英会話サロン来客対応インストラクター設置 情報掲示板開放、桐生観光情報作成	NPO法人 桐生地域情報ネットワークにより運営されている。										経済部産学官推進室産学官推進係	0277-46-1111 (内線573)
群馬県	高崎市	市民公益活動相談	NPO法人格取得に関する相談、情報提供。NPO法人等の運営、経理、税務に関する基礎相談、協働事業等の相談。												月、水曜日の13時～16時。NPO委託事業。無料。	なし										市民部市民生活課ボランティア情報担当	027-321-1230
埼玉県	上福岡市	特定非営利活動法人補助事業	社会福祉に関する特定非営利活動の健全な発展を促進するため、特定非営利活動法人を支援する。												法人の活動に要する施設を借上げに要する経費の2分の1とし、50万円を限度に3年間補助する。	市内に住所を有し、地域の障害者及び、高齢者に対する生活支援等を行っている団体で特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体。									保健福祉部障害福祉課庶務係	049-261-2611	
埼玉県	北本市	障害児(者)生活サポート事業	在宅の心身障害児(者)の地域生活を支援するため、身近な場所で障害者及びその家族の必要に応じて、迅速・柔軟なサービスを提供する団体に対し、補助金を交付する。												サービス(一時預かり、送迎、外出時の介助、宿泊介助)1時間当たり2850円で利用者が500円を施設に支払い残りの2350円を補助金として市が支払う。	サービスを総合的にを行い、市に登録された団体。									保健福祉部福祉課	048-591-1111	
埼玉県	越谷市	市民活動団体室管理運営事業	法人格の有無に関わらずNPO(市民活動団体)に対する支援を実施している。特に活動の場を確保できるように団体室を運営し、会議等に提供している。												NPO法人を含めた市内の市民活動団体に対し会議や印刷等の場を提供。又、NPOに関する随時提供するともにメールボックスを配置して団体内の連絡等の便宜を図っている。	会議等の利用については事前に団体の登録が必要。登録できる団体の要件等はNPO法を準拠。									企画部企画課市民活動支援担当	048-963-9122	
埼玉県	さいたま市	商店街が行うコミュニティ活動等に対する補助	商店街内の空き店舗等を利用したコミュニティ活動や社会的課題解決のための事業を行う商店街に対し補助を行う。												地域住民や団体と連携したコミュニティ活動(高齢者へのサービス事業、エコステーションの運営、ギャラリーの設置など)を行う商店街に事業費の一部を補助する。	商店街が主体となり行う場合に限る。									経済部経済政策課商工支援担当	048-829-1364	
埼玉県	坂戸市	健康日本21坂戸計画策定事業	精神障害者小規模作業所を運営する団体が、健康日本21坂戸計画事業を策定する。												運営費補助 5,000千円、家賃補助 780千円(坂戸、鶴ヶ島、越生、毛呂山、鳩山で負担)	精神障害者小規模作業所を運営する団体の申請に基づき選定									市民健康センター	049-284-1621	
埼玉県	坂戸市	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する。												市内9ヶ所の児童クラブに対し、運営費の一部を補助する。予算額 41,729千円											健康福祉部児童福祉課児童担当	049-283-1331
埼玉県	志木市	行政パートナー制度	市民の有する知識と経験を行政運営に活かし、市民と行政が対等な立場に立って協働し、活力と魅力のあるまちづくりを進めるため、市の業務を市民やNPO(民間非営利組織)に委託し、市と市民との協働による行政運営を具体的ににする。												市の業務を市民やNPOに委託する。市の業務を精査して委託する業務を拡大していく方針。 業務に参加する市民は、単なる行政の下請けでなく、市民と市の一体化を図ることにより市民やNPOの持つ多様な知識と経験をまちづくりに活かし、市と対等な立場に立った行政運営の協働者とする。 市では、行政パートナーがその特性を活かした継続的な活動が行えるよう支援する。	制度の趣旨に賛同する市民 市に団体登録を行った市民公益活動団体であること。									まちづくり環境推進部市民活動支援課	048-473-1111 (内線2144)	
埼玉県	新座市	新座市精神障害者小規模作業所 運営費等補助金交付	精神障害者小規模作業所への助成												精神障害者小規模作業所への助成	補助金申請書を提出後、審査									市保健センター保健指導係	048-481-2211	
埼玉県	東松山市	障害児(者)生活サポート事業運営補助	一時預かり、派遣による介護サービス、送迎サービスなどの生活サポート事業を行う非営利団体(社会福祉法人等)に対し、運営費の補助を行う。												助成金:毎月利用時間×1,900円を補助。	社会福祉法人等の公益法人又は障害者の福祉の増進を目的とする非営利団体で市に登録されているもの									健康福祉部福祉課障害福祉係	0493-23-2221	
埼玉県	日高市	障害児(者)生活サポート事業費補助	一時預かり、派遣による介護サービス、送迎サービス等の生活サポート事業を行う民間団体に対して運営費の補助を行う。												毎月、利用時間×1900円(上限)を補助。(利用者一人につき年間150時間まで)	社会福祉法人等の公益法人又は障害者の福祉の増進を目的とする非営利団体で市に登録されているもの。									健康福祉部長寿福祉課障害福祉係	0429-89-2111 (内線1173)	
千葉県	我孫子市	コミュニティビジネス・シンポジウムの開催	(平成14年度内容) より豊かな地域社会の実現に向けて「コミュニティビジネス・シンポジウム」を開催。 事例発表では、全国に先駆けてベビシッター派遣、自然エネルギーを活用した自然食レストラン等ユニークな取り組みを紹介。 参加者120名 平成15年度も開催予定。												(事業概要に同じ)											環境生活部市民活動支援課市民活動支援担当	04-7185-1111
千葉県	我孫子市	コミュニティビジネス起業化講座	(平成14年度内容) -コミュニティビジネスを立ち上げるため、起業化に向けたノウハウ等を学習する講座(1コース8回、木曜・土曜の2コース、定員20名) -平成15年度も開催予定。												-コミュニティビジネスとは 我孫子市でのコミュニティビジネスの可能性 -コミュニティビジネスパッケージ -自己開発の方法、コミュニケーション -コミュニティビジネスの起業ノウハウ -コミュニティビジネス企画書作成											環境生活部市民活動支援課市民活動支援担当	04-7185-1111
千葉県	我孫子市	NPO法人に対する法人市民税均等割の減免	NPO法人に対する法人市民税を、収益事業を行っている、行っていないにかかわらず減免。(平成13年度から実施)												(事業概要に同じ)	市内に事務所を置く特定非営利活動法人										環境生活部市民活動支援課市民活動支援担当	04-7185-1111
千葉県	市川市	空き店舗対策事業補助金	6ヶ月以上空き店舗となっている店舗を利用して事業を行うおとずる者が、商店会を経由して補助金を申請した場合に、当該店舗の家賃を補助する。												補助額は家賃の3分の2以内で月額8万円を限度に最長3年間補助。	補助金の申請は商店会が行うため、商店会の同意及び協力が必要。空き店舗の家賃借契約は商店会が貸主と締結し、その物件を事業を行うおとずる者に使用貸借させることによって補助金が交付される。									経済部商工振興課商業担当	047-334-1111 (内線3813)	







コミュニティビジネス事業者、NPO法人の活動に対する支援策

平成15年8月現在

県	市区名	支援事業名	事業概要	支援内容										対象者						問合せ先									
				研修、相談、情報提供		助成金					その他			具体的な支援内容						支援を受けるための要件等		対象者の属性		部課係	TEL				
				1 起業講座	2 相談、情報提供	3 人件費	4 専門家指導費	5 広報・宣伝、イベント開催費	6 運営・管理費	7 研修会参加費	8 場の提供	9 融資	10 税制支援							1 NPO法人	2 株式会社	3 個人事業者	4 任意団体			5 個人	6 その他		
東京都	板橋区	コミュニティビジネス・モデル支援事業	-コミュニティビジネス・コンテスト コミュニティビジネスのビジネスプランを募集し、優れたプランを表彰する。 -コミュニティビジネス・モデル補助金 コンテスト入選プランのうち、実際に事業化したものについて補助する。												-コンテスト優秀賞・賞金20万円、入選賞・賞金5万円 -モデル補助金・初期運営経費の3分の1、50万円以内	(プラン)開業することを前提としたビジネスプラン又は当該年度の4月1日現在開業後6か月に満たないものであること (地域)活動拠点が区内にあること、又は区内に隣接する区市に活動拠点が有り事業主体の代表者が区民であること										区民文化部商工振興課工業振興係	03-3579-2172		
東京都	板橋区	コミュニティビジネス・ワークショップ	コミュニティビジネスに関心のある地域住民やNPO、企業、教育機関等産学公民一体によるワークショップを通じて、地域の課題やニーズを掘り起こし、地域で解決する方法を探りながら地域での交流を促し、コミュニティビジネスの活性化を図る。												運営準備委員会により運営予定 (主な内容)情報提供(事例研究、起業のノウハウ等)、グループワーク(ビジネスプランの検討等)、情報の共有とネットワーク形成	コミュニティビジネスに関心があり参加を希望する者											区民文化部商工振興課工業振興係	03-3579-2172	
東京都	板橋区	はつらつ親子のひろば事業	区内の商店街の空き店舗等を活用して、在宅で子育てをしている保護者及びその乳幼児を対象に一時保育、育児相談等の事業を行う事業者に対し、その事業に係る経費の一部を補助する。												事業者の行う事業のうち親子の交流、乳幼児の一時預かり、子育て相談、子育て講座等に係る経費の2分の1を補助。補助限度は、1事業者あたり年間200万円、補助期間3年とする。	対象事業を行う社会福祉法人、NPO法人等											児童女性部児童課児童係	03-3579-2471	
東京都	江戸川区	地域福祉推進事業	区内の民間団体等が在宅福祉サービス等の多様な展開を目指して実施する事業に対して、それらが地域に根ざしたサービスとして提供できるように、当該事業の安定した運営が確保できるよう区が補助金を交付する。												-補助金交付対象事業 既存の公的制度及び補助事業に組み入れられていない、家事援助、移送、食事サービス -対象経費 人件費:コーディネーター、調理人等 事務経費:備品、家賃、活動費 その他事業運営に必要な経費	-区内に主たる事業所を有し、区民を対象に社会福祉活動を実施している団体 -平成14年度に東京都の地域福祉振興事業により助成を受けていた団体										福祉部福祉推進課計画係	03-5662-1275		
東京都	江戸川区	江戸川区ボランティアセンターホームページによる情報提供事業	ホームページにおける区内に主たる事務所を置くNPO法人、ボランティア団体の活動紹介 法人設立等に係る関係機関、相談機関の紹介 各助成機関が実施する助成事業、情報の提供												(事業概要のとおり)													経営企画部企画課ボランティアセンター	03-5662-7671
東京都	江戸川区	ハンディキャップ運行団体補助事業	電動車イス等を常時使用し、タクシーが利用が困難な身体障害者(児)の社会参加及び生活圏の拡大を促進するため、会員の相互扶助により、ハンディキャップを運行する障害者団体を支援する。												-区で発行する福祉タクシー券の利用実績に基づいた運行費の助成を行う -運営のための人件費の一部助成 -区の施設の一室を事務所スペースとして貸し出し、 -支援額は概ね900万～1,000万円程度。	区内を活動拠点とする障害者団体											福祉部障害者福祉課自立援助係	03-5662-0062	
東京都	大田区	大田区地域福祉推進事業助成	地域福祉団体が実施する福祉サービスの事業に対して安定した運営ときめ細かな地域福祉活動が行えるよう経費の一部を助成する。												助成金期間:3年間 助成率:対象事業に要する経費の2分の1(限度額あり)	自発的な市民の参加により福祉サービスを提供する非営利団体											保健福祉部計画調整課庶務係	03-5744-1242	
東京都	大田区	男女平等推進活動事業助成	区立男女平等推進センター区民自主運営委員会が男女共同参画社会の実現に向けて実施する各種事業(講座、講演会の開催・展示・交流事業等)を支援する。												-区の助成金:540,400円 -場の提供:区立男女平等推進センターに事務局を置く。講座、講演会等の会場の提供。	区立男女平等推進センター区民自主運営委員会											経営管理部男女平等推進室	03-3766-4586	
東京都	大田区	区民による公園等の自主的管理(ふれあいパーク活動)	区民による公園の自主管理により、地域の庭活動の場として地域に愛される公園の実現を目指す。												活動用具等の活動支援(支援金)、樹木等の剪定・施設の修繕等、公園内で集めたゴミの収集、トイレ清掃、公園の使用許可業務等	公園等の自主的管理に参加するものは、当該公園の存する町会、自治会、区域内の住民及びNPO、企業等を中心に5名以上で組織し、日常(園内清掃)・点検活動等を行う。										まちづくり推進部道路公園課公園管理担当	03-5744-1319		
東京都	葛飾区	シニアを中心に構成する団体が行う地域福祉活動支援事業	高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等の地域福祉活動を地域の課題解決のため区内で行う団体に対して必要な経費を補助する。												補助限度額100万円(必要経費の3分の2)	区内で継続的に活動する団体(法人の有無問わない)											福祉部高齢者支援課管理係	03-5654-8256	
東京都	葛飾区	シニアのための社会参加セミナー(NPO、コミュニティビジネス)	概ね50歳以上のシニア世代を対象に、地域での自立した社会貢献活動をするリーダー的人材の発掘、育成を目指す。NPOやコミュニティビジネスに関する講義または事業計画書の作成までのセミナーを実施する。														50歳以上の区民										福祉部高齢者支援課管理係	03-5654-8256	
東京都	北区	コミュニティビジネスとNPO起業講座	地域に密着したビジネスの起こし方を総合的に勉強する。定員40名、全8回(@2.5時間)												NPO法人コミュニティビジネスサポートセンターと北区の共催。講習と同時に受講生同士のネットワークづくりや地元金融機関の参加を得て実践的な情報提供を図る。	原則として北区でコミュニティビジネス、NPO活動、市民活動を行っている者、あるいは、これから活動しようとしている者。										地域振興部産業振興課産業振興係	03-5390-1234		
東京都	江東区	学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)	児童健全育成事業の一環として行っている学童クラブ事業において、公立学童クラブの収容能力を超え、新規増設の困難な地域及び一時的に需要の高い地域に対し、区民と行政の役割分担の視点から運営形態に民間事業による方法を加え、これに区が補助を行っている。												以下対象経費を補助金として、放課後児童健全育成事業を行う者に支援している。 -人件費(運営に必要な指導員の人件費) -施設維持管理費(施設の維持管理に要する経費) -運営費(事業運営に要する経費)	江東区私立学童クラブ運営事業補助要綱に規定										子ども生活部児童課育成係	03-3647-9230		
東京都	江東区	対面朗読録音図書作成	目の不自由な方のサービスとして区内10図書館で対面朗読を行っている。朗読者は講習会を終了し、図書館に登録しているボランティアが実施している。												謝金(朗読者、録音図書作成者、講習会講師)												生涯学習部江東図書館	03-3640-3151	

コミュニティビジネス事業者、NPO法人の活動に対する支援策

平成15年8月現在

県	市区名	支援事業名	事業概要	支援内容										対象者						問合せ先											
				研修、相談、情報提供			助成金					その他		具体的な支援内容						支援を受けるための要件等		対象者の属性		部課係	TEL						
				1 起業講座	2 相談、情報提供	3 人件費	4 専門家指導費	5 広報・宣伝、イベント開催費	6 運営・管理費	7 研修会参加費	8 場の提供	9 融資	10 税制支援																		
東京都	江東区	緊急地域雇用創出特別補助事業	道路緑地帯の環境美化の向上を図るため、左記事業を活用して、道路緑地帯に散乱している空き缶やペットボトル等のごみと雑草の繁茂に対応するため、清掃と除草を実施して雇用の促進を図る。											事業期間：平成14～16年度 事業費：平成14年度-15,228千円 平成15年度-15,228千円 平成16年度-7,614千円														土木部道路課道路事務所	03-3642-5004		
東京都	新宿区	高齢者福祉活動基金助成事業	在宅福祉の向上を推進するため、地域における高齢者福祉活動を助成する。											高齢者の生活支援、介護予防に関する活動及び事業 高齢者の生きがいと健康づくりに関する活動及び事業 その他区長が認めた活動及び事業	区内において地域高齢者福祉活動を行う者及びそれらが組織する団体													福祉部高齢者福祉計画課福祉計画係	03-5273-4567		
東京都	新宿区	障害者福祉活動事業助成	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため助成金を交付し障害者の福祉増進を図る。											(助成対象事業) 学習及び研修事業、調査研究事業、福祉教育・啓発事業等	(新宿区障害者福祉活動基金条例第6条)自立のための社会的活動を行う障害者又はその家族及び障害者に対する援助活動を行う区民又は法人その他の団体。ただし専ら特定個人の活動はこの限りでない。												福祉部障害者福祉課福祉推進係	03-3209-1111 (内線3361)			
東京都	杉並区	杉並区NPO支援基金	区民、団体及び事業者からの寄付金をNPO支援基金に積み立て、あらかじめ区に登録したNPO法人からの申請に基づき、区民の参加する「杉並区NPO等推進協議会」の審査を経て本基金からNPO活動に必要な資金を助成する。											寄付金を原資として助成する制度であることから、寄付が一定程度集まった時点で、助成内容を決定する。助成対象事業は、特定非営利活動促進法で定める「非営利活動に係る事業」。寄付者は、寄付先を希望することができることも、税制上の優遇措置の対象者となる。	(事前)登録要件) 特定非営利活動法人であること。(ただし、法人設立認証申請中の場合も可) 主たる事務所が区内にあること。また、特定非営利活動を行う区域が区内にあること。 事業費の総額のうちに非営利活動に係る事業費の占める割合が50%以上あること等															区民生活部地域課地域係	03-3312-2111 (代)
東京都	杉並区	地域福祉活動立上げ支援事業	地域で高齢者や障害者のために食事提供や家事援助等の福祉サービスを提供する団体に対し、活動の立上げや継続・拡充を支援するために経費の一部を補助する事業。			一部								高齢者、障害者、児童等を対象として実施する福祉活動で公的制度(介護保険制度を含む)や公的補助の対象となっていない活動に対し、活動立上げまたは活動継続に必要な経費の3分の2を補助する。	利用会員の過半数が区民であり、営利を目的としない団体(NPO法人、地域福祉の振興に寄与する活動を行う民間団体で利用会員及び協力が員が10名以上で運営されている団体等)											保健福祉部管理課地域福祉係	03-3312-2111 (内線1358)				
東京都	杉並区	NPO等介護保険事業者資金貸付事業	区内において介護保険事業への参入を促進するため、NPO法人及び営利を目的としない事業者に対して必要な資金を無利子で貸し付ける。											事業設立資金・事業所の設置等(800万円) 運転資金・事業の開始から介護報酬が得られるまでの人件費等(700万円以内 条件あり) 事業転換資金・指定事業者へ転換し、事業を継続するために必要な費用等(1,000万円)	法の規定により東京都知事の指定を受けた事業者であるNPO法人 区基準該当サービス事業者の登録に関する要項により登録した基準該当事業者で営利を目的としないもの											保健福祉部高齢者施設課事業支援担当	03-3312-2111 (内線1125)				
東京都	杉並区	コミュニティ・ビジネスセミナー事業	平成15年度新規事業として、地域のニーズに応えた事業を展開し、地域の活性化への貢献、地域の雇用促進及び商店街の空き店舗を活用したビジネス展開を視野に入れたコミュニティ・ビジネスセミナーを開催する。											検討中	検討中												区民生活部経済労働課産業振興担当	03-3312-2111 (内線1328)			
東京都	杉並区	起業家講座創業セミナー事業	実際に創業した方との勉強会等、実践的なセミナーの開催。											起業成功のポイント、ビジネスプランの立て方 簿記・経理の基礎知識・損益計画・資金繰り作成実習 資金調達の方法、市場開拓のポイント等 4日間開催	区内在住者												区民生活部経済労働課産業振興担当	03-3312-2111 (内線1328)			
東京都	墨田区	すみだベンチャーサテライトオフィス事業(新規創業支援)	新規創業・新分野開拓企業を支援するため、民間オフィスビルをベンチャーサテライトオフィスとして認定し、新たな活力ある企業の集積促進を図る。											・入居企業に対し、月額賃料の2分の1の額(上限5万円)を2年間補助 ・インキュベーター・タマネージャーの派遣による事業運営相談を実施 ・事業運営にかかる各種情報の提供	新たに創業しようとする企業もしくは創業3年以内程度の企業で今後成長の可能性が大きいと認められる企業等(飲食業を除く)											地域振興部商工担当産業経済課	03-5608-6188				
東京都	世田谷区	市民活動支援事業	区民等からの寄付金を活用し、次の3事業を実施 市民活動立上げ助成事業(ベーシックサポート) 自立促進支援事業(ステップアップフォロー) 協働事業(コラボレーションプロジェクト)											・ベーシックサポート 立上げ期の基盤整備にかかる費用 上限15万円 ・ステップアップフォロー NPO法人が活動基盤の確立に向けた事業開発等にかかる費用 ・コラボレーションプロジェクト 区と協働で進める事業に対する団体からの企画提案にかかる費用 50万～150万	・ベーシックサポート 特定非営利活動促進法に基づく法人を立ち上げようとしている市民活動団体 ・ステップアップフォロー 特定非営利活動促進法に基づく法人格取得団体 ・コラボレーションプロジェクト 特定非営利活動促進法に基づく法人格取得団体、又はそれと同等の組織、活動実績運営能力を有する団体											生活文化部市民活動推進課	03-5432-2234				
東京都	台東区	地域産業等 Ⅱ化活動支援	地域産業のⅡ化を促進する活動団体を情報提供、セミナー開催場所の提供、事業委託等、様々な面から応援する。																									産業部経済商業課	03-5246-1111		
東京都	千代田区	区民集会所の貸出し	区民集会所の利用料を免除する。											現在、区民集会所は、全11施設、39室ある。1日を3コマに分けて貸出しを行っている。1室1コマにつき、本来600円～6,700円の利用料がかかるところを、団体登録後、免除の申請により利用料を免除する。	区内に活動拠点を置く東京都認証のNPO法人で、その本来の活動を目的として利用する場合。											麹町出張所	03-3263-3831				

コミュニティビジネス事業者、NPO法人の活動に対する支援策

平成15年8月現在

県	市区名	支援事業名	事業概要	支援内容										対象者						問合せ先							
				研修、相談、情報提供		助成金					その他			具体的な支援内容				支援を受けるための要件等		対象者の属性				部課係	TEL		
				1 起業講座	2 相談、情報提供	3 3人件費	4 専門家指導費	5 広報・宣伝、イベント開催費	6 運営・管理費	7 研修会参加費	8 場の提供	9 融資	10 税制支援					1 NPO法人	2 株式会社	3 個人事業者	4 任意団体	5 個人	6 その他				
東京都	千代田区	男女共同参画センター ミーティングルーム貸出し	性別にこだわることなく、一人ひとりの人間として、互いに持っている力や知恵を尊重し、発揮しあって、力不足のところは支え合いながら、次代を担う子どもたちを健康に共に育て、責任や思いやりある心豊かな社会を作るための活動拠点として、設置 運営を行う。												センター運営事業の一つとして、登録団体に対し、センターのミーティングルーム (15人程度収容) の貸出しを無料で実施。	活動目的が男女共同参画社会の実現に資するものであること ・構成員が5人以上であること ・在住・在勤・在学者を主な構成員とする団体であること ・代表者が千代田区内に住所または勤務先を有しもしくは区内の学校に在学していること ・営利を目的としないこと								政策経営部国際平和・男女平等人権課	03-3246-2111		
東京都	千代田区	千代田まちづくりサポート事業	コミュニティビジネス事業者NPO法人に限らず千代田区を中心とした市民レベルのまちづくり活動に対し助成を行う。助成金は一団体につき5万円から50万円までとし、助成団体、助成金額は公開で行う審査会で全て決定する。第5回を迎えている現在までで42団体に助成している。												活動を行うのに必要な実費 (材料費、資料代等) 活動に必要な講師や専門家に対する謝礼等	公開審査会で決定した、千代田まちづくりに結びつくテーマで活動を行っている3名以上で構成されたグループであれば、区在住、在勤、在学、国籍は問わない。								(財)千代田区街づくり推進公社事業管理部企画情報課	03-3262-0211		
東京都	千代田区	ちよだエコ・オフィス町内会	オフィス古紙を分別回収することにより、ごみにするより安いコストで資源として再利用し、ごみの減量と省資源を図り、企業として環境や社会へ貢献する。												情報提供、PR、回収ボックスの貸与	区内の中小事業所									環境土木部清掃リサイクル課事業推進係	03-5211-4259	
東京都	千代田区	商店街段ボール回収	商店街及び事業所から事業系廃棄物として排出される段ボールの共同回収事業を支援・育成する。												ポスター・ちらしの作成等のPR、専用有料シールの作成	区内の商店街、事業所									環境土木部清掃リサイクル課事業推進係	03-5211-4259	
東京都	千代田区	有価物集団回収の支援	自主団体が行う集団回収に対し、報奨金や作業用具を支給することにより回収の支援を行い、ゴミの減量と資源の有効活用を図る。												報奨金や作業用具の支給	区内の自主団体									環境土木部清掃リサイクル課事業推進係	03-5211-4259	
東京都	千代田区	民間非営利団体等事業補助	民間非営利団体等がコミュニティの振興や地域の活性化を目的とする活動をする際に、その活動の育成、活性化を促すことを目的に事業の援助を行う。												活動にかかる諸経費の一部または全部を対象に助成金を交付する (1団体年間10万円を限度)。	区内に住所または事務所を置き、活動を行っているNPO法人、ボランティア団体									(財)千代田区コミュニティ振興公社管理課	03-5275-0123	
東京都	千代田区	D-PACプロジェクト2003への支援	コミュニティが共存する住民・企業・ボランティア・行政の人々が互いに知恵を出し、協力しあい、災害に強いコミュニティをめざすための防災教育プログラム。												会場 (会議室) の提供、プロジェクター等機材の貸出、茶菓の提供	千代田区在住・在勤者に広く公開されていること									区民生活部防災課防災計画係	03-3264-2111 (内線2294)	
東京都	文京区	文京区青少年の社会参加推進事業補助金	文京区において非営利活動を行う団体 (NPO等) が実施する青少年の社会参加を推進する事業に対し、その事業経費の一部を補助することにより、当該事業の充実と定着を図る。												補助申請のあった事業内容を審査し、当該事業にかかる経費の2分の1以内で100万円を上限とし、区の予算の範囲内で交付を決定する。	区において非営利活動を行う団体 (NPO等) が実施する青少年社会参加を推進する事業 (区の該当補助金交付要綱及び都の該当事業補助金の趣旨に合致する事業)								区民部男女平等青少年課青少年係	03-5803-1186		
東京都	文京区	区民防災組織の活動助成	文京区区民防災組織その他の団体が大地震等に備え被害を最小限にするため、災害に備えた訓練を実施するにあたり、その訓練経費の助成を行う。												組織が自主的に行う訓練に対して助成を行う。助成対象は、防災訓練に必要な資器材購入経費、広報活動経費等。助成対象経費の4分の3に相当する額 (3万円を限度) を助成。	・文京区内で訓練をするNPOに限る。 ・対象助成となる助成経費にかかる部分が他から同種の助成金等の交付を受けている場合は該当しない場合がある。								総務部防災課	03-5803-1179		
東京都	文京区	精神障害者グループホーム運営費補助	一定程度の自活能力のある精神障害者が地域社会における自立を促進するため、生活の場を提供するとともに、日常生活における必要な指導等を行い、かつ精神保健福祉法第50条の3に規定する事業を行う施設に補助金を支給する。												都4分の3と区4分の1の割合で補助金を支出	法人格を有する団体									保健衛生部保健予防課予防係	03-5803-1230	
東京都	文京区	地区まちづくりの推進	都市マスタープランに基づき、地域拠点地区のまちづくり基本計画を策定し、計画的なまちづくりを推進する。また、地域拠点地区をはじめまちづくりの気運のある地域に対して勉強会への職員参加、コンサルタント派遣及び組織運営助成等を行うことで住民主体のまちづくりを支援する。												・まちづくりコンサルタントの派遣 ・まちづくり推進要項に基づく (助成金の交付 ・協議会会合の場の提供、会合への参加	まちづくり協議会としての認定要件 ・区民等によって構成されていること ・区民等に参加の機会が保証されていること ・当該団体が継続して6月以上まちづくり活動を行っていること ・当該団体の主たる活動が、まちづくり推進地区内の区民等の大多数の支持を受けていること ・当該団体が会則、規則等を定めていること								都市計画部計画調整課まちづくり担当	03-5803-1235		
東京都	港区	みなとNPOハウス管理運営	廃校になった中学校の各教室をNPO団体の事務所として使用。現在29団体が入居、あまでも暫定的活動であるが、区とNPOとの協働の実現の場として位置づけている。平成14年7月開設。												廃校の校舎部分を月額1㎡838円 (15年度) で貸出中。普通教室が約60㎡・月額約5千円程度。周辺の地価を考えると格安で事務所を構えることができる。建物の維持、補修費は区で負担。	区広報誌にて入居希望団体募集。審査を経て入居団体を決定。主な入居要件は活動実績が3年以上、募集時点で区内に事務所を構えていること。事務所の区弱度等。										戦略事業推進室事業推進課	03-3578-2111
東京都	港区	港区NPO活動助成事業	NPO法人及び公益活動を目的とする団体に対し、事業費の助成を行う。助成の種類は自立支援事業と区の協働事業。												・自立支援事業 (対象経費) 報償費、消耗品費、委託料等 (助成額) 上記経費の2分の1以内、上限20万円以内 ・区との協働事業 (対象経費) 賃金、報償費、印刷製本費、委託料、賃借料等 (助成額) 上記経費の2分の1以内、上限200万円	区内に事務所を有すること。定款または規約を持っていること。10人以上の構成員がいること。									戦略事業推進室事業推進課	03-3578-2111	
東京都	清瀬市	NPO 地域団体活動の支援	高齢者福祉の向上に向けた事業												介護事業 (ミニ・デイサービス) 環境保護事業 (環境保護イベント) パソコン事業 (PCクラス、PC教室、リサイクルPC)	清瀬市補助金等交付要綱による									健康福祉部高齢支援課	0424-92-5111	
東京都	清瀬市	NPO 地域団体活動の支援	設備機器の補助事業												配食サービス事業に係る作業用ガス台の購入	清瀬市補助金等交付要綱による									健康福祉部高齢支援課	0424-92-5111	





コミュニティビジネス事業者、NPO法人の活動に対する支援策

平成15年8月現在

県	市区名	支援事業名	事業概要	支援内容										対象者						問合せ先					
				研修、相談、情報提供		助成金					その他			具体的な支援内容				支援を受けるための要件等		対象者の属性				部課係	TEL
				1 起業講座	2 相談、情報提供	3 人件費	4 専門家指導費	5 広報・宣伝、イベント開催費	6 運営・管理費	7 研修会参加費	8 場の提供	9 融資	10 税制支援	1 NPO法人	2 株式会社	3 個人事業者	4 任意団体	5 個人	6 その他						
東京都	武蔵野市	NPO講演会	市内のNPO、NPO法人、ボランティア団体の関係者を対象に、行政と協働するメリットを武蔵野市の実情を踏まえての講演会を開催。												テーマ：「NPO活動の可能性」- NPOと行政との協働とは - 自治体とNPOがパートナーシップを形成することが必要とされ、豊かな地域社会を形成する上で重要な課題となっている。そのため、NPOが行政と協働するメリットを実情を踏まえて考える場とした。	市内に事務所のあるNPO、NPO法人やボランティア団体等の関係者							企画政策室市民活動センター・コミュニティ文化係	0422-60-1830	
東京都	武蔵野市	特定非営利活動法人支援事業	市内に事務所のあるNPO法人が行う公益活動に要する経費の一部を補助する。												・助成対象経費 講演会等の開催に要する経費、調査に要する経費等 ・補助金：1団体につき年1事業とし、10万円を限度として予算の範囲内で交付。	市内に事務所を置くNPO法人が行う公益活動							企画政策室市民活動センター・コミュニティ文化係	0422-60-1830	
東京都	武蔵村山市	市民協働推進事業	1.NPO法人設立時の相談 2.市民税の減免												1.NPO認証申請時の相談 2.市民税の減免(要申請)	1.NPO法人設立の意向がある団体 2.NPO法第2条第2項に規定する団体							企画財政部企画調整課	042-565-1111 (内線374)	
神奈川県	小田原市	わがまちよいとこ応援事業	市民の自主的なまちづくり活動に対し財政支援を行う。												対象事業費の2分の1、20万円限度、同一事業1回のみ。	10人以上の市民で構成する団体							市民部市民交流課 市民活動支援担当	0465-33-1706	
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市市民活動センター管理委託事業	市内2カ所のNPOの支援施設「鎌倉市市民活動センター」の管理運営と各種講座、シンポジウム等これに付随する事業を展開。また、その他NPO支援に必要と思われる支援事業を企画、実施している。												イベント会場の確保、広報誌への掲載、庁内調整等	公共性、社会性のある課題に取り組む市民活動団体(NPOセンターへの登録が必要)							市民部市民生活課 市民協働推進担当	0467-23-3000 (内線2311)	
神奈川県	川崎市	民間シェルター支援事業	夫等からの暴力による女性への人権侵害を救済するための緊急一時保護施設を運営する民間団体に対し、運営費を補助する。												市内に2箇所ある緊急一時保護施設を運営する2団体に対し、施設の管理運営費の一部を補助する。平成14年度から事業開始。	特に規定はないが、当該事業を運営する民間団体を市が特定して支援している。							市民局人権・男女共同参画室	044-200-2300	
神奈川県	川崎市	川崎市空き店舗総合活用事業	地域コミュニティの場としての商店街の活性化を図るため、商店街振興組合やNPO法人等が空き店舗を利用して保育施設や高齢者向けの交流施設等のコミュニティ施設を設置する事業に対し助成を行う。												補助限度額：300万円以下(国庫補助該当の場合600万円以下) 補助率：2分の1以下(国庫補助該当の場合6分の5以下)	・商店街の空き店舗で事業を実施すること ・任意商店街の場合は、川崎商工会議所の推薦を受けること。 ・社会福祉法人又はNPO法人の場合は、申請に際して空き店舗が所在する商店街の推薦を受けること。等							経済局産業振興部 商業観光課商業サービス係	044-200-2328	
神奈川県	相模原市	パートナーシップ人材育成事業	パートナーシップの推進や地域の活性化を図る上で有効な事業モデルとして期待されるコミュニティビジネスについて、市民を対象にコミュニティビジネスに関する知識の習得や情報の収集、交流の機会を提供する。												NPO法人に事業委託を行い、プログラム等について今後検討を行う予定。								企画部パートナーシップ推進課	042-769-9225	
神奈川県	相模原市	NPO市民活動活性化研究事業	NPOや市民活動の活性化を図る観点から、市民活動の理念・方策についての啓発や人材育成について、研究や講座等の事業を実施する。併せて市民活動団体のデータベースの構築を行う。												NPO法人に事業委託を行い、プログラム等について今後検討を行う予定。								企画部パートナーシップ推進課	042-769-9225	
神奈川県	逗子市	コミュニティビジネス支援事業	地域に眠る能力と資源を有効活用し、地域の活性化が図られるよう、参加者各自による事業計画の作成とこれに対する講師のアドバイスを中心とする起業支援を目的とした講座を開催する。												連続5回の講座、各自による事業計画書の作成	・これまでの経験と知識と情報を活用して、地域社会のために事業を起こしたい者 ・中間支援機関としてコミュニティ・ビジネスをサポートしたい者等 条件として、 ・市内で起業しようと考えていること ・コミュニティ・ビジネスという考え方を基本的に理解していること 等							企画部企画調整課	046-873-1111 (内線328)	
神奈川県	大和市	大和市NPO法人支援パイロット事業補助金	NPO法人の活動基盤を強化し、市民活動と行政との協働の仕組みづくりを推進するために、財政的支援を行う。(平成15年度をもって廃止)												・運営費補助 ・活動費補助 ・機材等購入費補助 ・団体から提案するそれ以外の事業の補助	市内において公益的な活動を継続的にしているNPO法人							市民経済部市民活動課市民活動支援担当	046-260-5103	
神奈川県	大和市	大和市保健及び福祉事業に関するNPO法人支援パイロット事業	NPO法人の活動基盤を強化し、市民活動と行政との協働の仕組みづくりを推進するために支援を行う。(平成15年度をもって廃止)												・財政的支援(ホームヘルプサービス等前年度の活動時間に応じて補助額を決定) ・情報の交換、活動の支援、公共施設の提供 ・公共サービスにおける参入機会の提供	・保健福祉部に係る保健及び福祉分野のNPO法人 ・市内で継続的に活動を行う公益性の高いボランティアな保健事業又は福祉事業の活動							保健福祉部福祉総務課福祉政策担当	046-260-5604	
神奈川県	大和市	福祉タクシー等利用制度	在宅の重度障害者に対して、社会参加及び生活圏の拡大を図るため、月額2,000円に相当する福祉タクシー利用券を交付している。又、普通車向の利用が困難な障害者への制度利用拡大のため、福祉車向で移送サービスを行っているNPO法人も利用できることとしている。												障害者がNPO法人の移送サービス料金の支払いに、市で交付している福祉タクシー券を利用できることとしている。	市と協定を結んだタクシー会社及び移送サービスを行うNPO法人							保健福祉部障害福祉課障害福祉担当	046-260-5665	
神奈川県	横須賀市	国際海の手文化フェア市民行事補助	国際海の手文化都市「横須賀をアピールできる市民が主催する行事に対する補助金												行事開催経費の2分の1、50万円を限度に補助	国際海の手文化都市「横須賀をアピールできる行事を行う市民団体等							企画調整部企画調整課	046-822-9730	
神奈川県	横須賀市	市民協働推進補助制度	市民が企画提案する公益的な事業に対する補助金												・はしめの一歩補助金 上限10万円 ・ステップアップ補助金 事業費の2分の1、上限50万円	市内に活動拠点を有する市民公益活動団体							市民部市民生活課 市民協働推進担当	046-822-9699	
神奈川県	横須賀市	留守家庭児対策事業	留守家庭児の学校外における健全な育成を図る事業												学童クラブに対する補助金交付、学校等公共施設の提供	学童クラブ、児童数10人以上							市民部青少年課計画担当	046-822-8223	
神奈川県	横須賀市	デュオスクール事業	女性起業家セミナー												事業計画、会計の知識、ビジネスマーケティング、法務等起業に必要な専門知識を学び自立を支援する。	起業を目指す女性等20人							市民部男女共同参画課	046-822-8228	



コミュニティビジネス事業者、NPO法人の活動に対する支援策

平成15年8月現在

県	市区名	支援事業名	事業概要	支援内容										対象者						問合せ先						
				研修、相談、情報提供		助成金					その他			具体的な支援内容						支援を受けるための要件等		対象者の属性		部課係	TEL	
				1 起業講座	2 相談、情報提供	3 人件費	4 専門家指導費	5 広報・宣伝、イベント開催費	6 運営・管理費	7 研修会参加費	8 場の提供	9 融資	10 税制支援							1 NPO法人	2 株式会社	3 個人事業者	4 任意団体	5 個人	6 その他	
新潟県	上越市	農業・農村ネットワーク事業	生産者と消費者との情報交換の場として、正善寺工房を活用し、加工体験教室やイベントを開催し、都市と農村の交流促進を図る。												地場農産物を使った加工製造や体験教室、イベント開催を通して施設の有効活用を図ると同時に、NPO法人の活動支援として場を提供する。	施設管理、加工体験教室、イベント開催、加工製造業務を行うこと									産業環境部農林水産課農政振興係	025-526-5111 (内線284)
新潟県	燕市	NPOボランティア等市民活動団体への活動の場の提供	市民活動団体を対象に市街地の空き住宅を市が賃借し、希望団体に無償で共同利用を前提として活動の場を提供。												・家賃、光熱水費は市負担 ・公共施設以外の市街地での空き住宅を活動の場として提供	市内に活動拠点を置くNPO法人かまちづくり等のボランティア活動を行っている市民活動団体を対象									企画調整課	0256-63-4131
新潟県	栃尾市	NPOセミナーの開催	NPO活動に興味がある者を対象にしたセミナーの開催												県職員を講師にしたセミナーを2回開催 ・NPOの解説と法人設立のメリットデメリット等の研修 法人設立手続等の実務研修									企画財政課企画調整係	0258-52-5816	
新潟県	長岡市	市民活動研修助成事業	市民活動の推進役となる人材を育成することを目的とし、市民活動に関する企画運営のノウハウ等を学ぶ研修に参加する場合の経費を助成する。												研修参加に必要な受講料、旅費、宿泊費等の自己負担分の3分の2の額を助成する。	次の条件を全て満たす人 ・市民活動を行っている人または関心のある人 ・市内に住所を有する人または市内で活動する団体に属する人 ・15歳以上の人(中学生除く)								企画部市民センター	0258-39-2763	
新潟県	新潟市	商店街空き店舗運営事業	商店街に存在する空き店舗を利用して共同店舗やコミュニティ施設として運営する場合、改装費及び賃借料の一部を補助するもの。												・店舗改装費 補助率30% 限度額2億(初年度のみ) ・店舗賃借料 補助率50% 限度額300万円(3年間)	商店街振興組合、事業協同組合、商店街を形成する任意組織等								商工労働部商工振興課商工振興係	025-228-1000 (内線2527)	
新潟県	新潟市	めざせ！商人事業	新規開業を目指す商売未経験者を対象に、低廉な家賃の2坪程度のミニショップを提供し、開業や仕入れ、販売のノウハウ等を指導し、独立開業を目指してもらい(出店者に対する間接補助)												事業主体であるにいがたTMOに対し家賃等の運営費を補助。平成15年度予算21,023千円。	新規創業者であること								商工労働部商工振興課商工振興係	025-228-1000 (内線2527)	
新潟県	新潟市	にいがた起業館運営事業	II系の中小ベンチャー企業の事業創出や起業の促進を図るため、インキュベーション施設を提供する。												フリーアクセスのOAフロア、セキュリティシステムの整備されたオフィススペース(約10坪)を月額60,000円で賃貸する。(最長3年)	情報通信技術を活用した事業活動を行う創業3年未満の中小ベンチャー企業、個人事業者 ほか								商工労働部商工振興課新産業振興係	025-226-2524	
新潟県	新潟市	情報系ベンチャー支援事業	II系の中小ベンチャー企業の事業創出や起業の促進を図るため、新潟市中心市街地地域に事務所を持つ起業に家賃補助を行う。												研究開発の拠点となる事務所の賃借料の2分の1(月額上限5万円、最長2年間)を補助する。	情報通信技術を活用した事業活動を行う創業3年未満の中小ベンチャー企業、個人事業者 ほか								商工労働部商工振興課新産業振興係	025-226-2524	
新潟県	新潟市	社会貢献活動推進事業	市民による自主的・自発的な参加によるまちづくりの推進に向けて、ボランティアやNPO等社会貢献活動の促進・支援を行う。												・啓発パンフレットによる情報提供 ・平成15年度は専用ホームページを作成予定(情報提供、団体同士の交流の場)	市内を活動拠点とする社会貢献活動団体、NPO法人及び一般市民								市民局社会貢献奉仕活動支援担当	025-228-1000 (内線2406)	
新潟県	見附市	市民活動支援事業	ボランティア活動、コミュニティ活動、まちづくり活動等を行う団体・グループの活動を支援する。												・利用登録団体への情報提供 ・事業金の助成(総額50万円) ・場の提供(待ち合わせスペース、印刷機器等の提供)	非営利活動で特定の宗教、政治に関わらない公共的、公益的な活動を対象								市民課市民活動係市民交流センター	0258-62-5981	
長野県	大町市	小規模ケア施設整備支援事業	新築あるいは既存家屋を改修し、小規模ケア施設の整備を行う場合に、建築にかかる経費を補助する。												新築あるいは既存家屋を改修し、小規模ケア施設の整備を行う場合に、建築にかかる経費の4分の3を(上限750万円)補助する。本事業の対象者にはNPO法人が含まれる。	介護保険の通所介護サービス事業所の認可を持つ任意団体等								民生部福祉課高齢者介護保険係	0261-22-0420	
長野県	岡谷市	チャレンジショップ設置補助金	創業希望者に対し、再開発ビル内の一角を提供するとともに、出店の際の改装費等を補助する。												・店舗改装費に対する補助 補助率3分の1 限度額15万円 ・場の提供 再開発ビル内の一角を提供、使用料は全額減免	新規に出店を希望する者で、将来市内に出店する意思のあるもの								経済部商業観光課	0266-23-4811	
長野県	岡谷市	シルク岡谷ふるさと産業研究会補助金	当市の伝統産業である絹製品の新製品を開発、販売の促進を図るとともに、後継者の育成を図るため、市及び垂糸系業団体からなるシルク岡谷ふるさと産業研究会に対し補助する。												研究会の運営に対する補助 年額50万円										経済部商業観光課	0266-23-4811
長野県	塩尻市	協働のまちづくり推進事業	協働のまちづくり推進のため、職員と市民向けのNPOについての講演会を開催。 塩尻NPOネットワークと協働で、NPO活動展示・相談・体験会を開催。												・NPO職員講座 協働のまちづくり - NPOとの協働に期待されるもの - 開催(塩尻市主催) ・NPO市民講座 NPOってなんだろう? - 協働のまちづくりに向けて - 開催(塩尻市主催) ・NPO活動展示・体験 相談会開催(塩尻NPOネットワーク主催)	塩尻NPOネットワーク(未認証団体含む10団体) 塩尻市職員 関心のある市民(在任問わず)								企画部地域づくり課市民活動支援係	0263-52-0280	
長野県	塩尻市	NPO法人等活動支援事業	高齢者、障害児等が、日常的に憩う場所において、ボランティア活動等を行うおとすものに対し、起業支援及び活動拠点整備支援を行う。												・起業支援 借家賃10分の10以内 限度額 月額5万円 光熱費 10分の10以内 限度額 月額2万円 1年間 活動支援 借家賃 2分の1 限度額 年額30万円 2~5年間	高齢者生活支援活動等の地域福祉推進事業を行うNPO法人								福祉事業部福祉介護課庶務係	0263-52-0280	
長野県	諏訪市	諏訪市チャレンジショップ	上諏訪駅前商店街の中核施設であるスワプラザビルの空きフロアを利用し、物販・サービス等の創業を考えている未経験者を対象に、低リスクでの商業の経営ノウハウを習得することを支援するとともに、地盤沈下の激しい市中心市街地の賑わいを創出する。												・出店者は1区画あたり月額1万円の参加料のみで出店 市は敷し、経営状況のスワプラザに対し、床借上料、電気料を支出	商業のノウハウを習得し、将来独立を考えたい未経験者								経済部商工課商業労政係	0266-52-4141 (内線431)	

コミュニティビジネス事業者、NPO法人の活動に対する支援策

平成15年8月現在

県	市区名	支援事業名	事業概要	支援内容										対象者						問合せ先							
				研修、相談、情報提供		助成金					その他			具体的な支援内容						支援を受けるための要件等		対象者の属性				部課係	TEL
				1 起業講座	2 相談、情報提供	3 人件費	4 専門家指導費	5 広報・宣伝、イベント開催費	6 運営・管理費	7 研修会参加費	8 場の提供	9 融資	10 税制支援							1 NPO法人	2 株式会社	3 個人事業者	4 任意団体	5 個人	6 その他		
長野県	長野市	長野市特定非営利活動法人保健福祉活動補助金	保健又は福祉の増進を図ることを目的とする特定非営利活動法人の活動の健全な発展を促進するため、当該法人の事務所等の設置及び管理に要する経費に対し、補助金を交付する。												補助対象経費(事務所及び駐車場の賃借料、事務所の維持管理費及び光熱費(条件あり)) 補助率:上記経費の3分の2以内、最高50万円 補助期間:3年間	・NPO法人の設立認証を受けていること ・主たる目的が高齢者、障害者若しくは児童に係る社会福祉又は地域保健の増進を図る活動を行うことであること ・活動が主に市区域内において行われ、かつ、市民を対象とするものであること ・市内に事務所を有すること ・その活動に継続性が認められること									保健福祉部厚生課 庶務・援護担当	026-224-7329	
山梨県	甲府市	NPO法人に対する法人住民税(均等割)の減免措置	当該NPO法人からの申請により、法人住民税の減免措置を行う													甲府市に法人住民税を納付する義務のあるNPO法人のうち、法人税割の課税のないもの									市民部市民税課	055-237-1161	
山梨県	甲府市	消費者啓発育成事業	消費者問題について、講演会、研修会、啓発誌の発行、商品量目検査を行う市民活動団体への支援をすることにより、消費者意識の啓発と計量の普及を図る。												消費生活に関する講演会の開催、情報提供、生活用品の試買量目検査を支援する。	市の施策に見合う事業の実施を行なう市民団体										市民部交通安全生活課	055-237-1161
山梨県	甲府市	資源物回収事業	有価物回収(市に設定した回収事業)に参加していない自治会や有価物回収日に排出できなかった市民のために、行政指導による分別収集を図りながら、資源物の回収を実施する民間業者の組合の支援策として事業委託している。												資源物等の収集及び選別業務に対する委託料	市内を活動拠点とする資源回収業者による協同組合で、市の施策方針に基づき回収・分別作業を行うこと。										環境部環境推進課	055-241-4327
山梨県	甲府市	商店街ふれあいコミュニティ創出支援事業	国庫補助事業の2年次事業として、市民活動やNPO、学生団体などの活動に対する支援拠点、海外姉妹都市の観光、物産の情報提供など、新たな事業展開を図る中で商店街の賑わいの創出を図る。												国庫補助事業としてTMOが実施主体となり、「まちなかヴァンホーレプラザ」、「まちなかイベントホール」、「まちなかもづくり工房」の3店舗がH14年7月にオープンし、その事業に対し助成を実施。(平成14年度支援額 概ね400万円)	市の指定する中心市街地エリアで活動を行うこと。									産業振興労働部商業振興課	055-237-1161	
山梨県	甲府市	空き店舗活用事業	中心商店街の活性化や地域に密着した街づくりを資するため、商工会議所等が実施する空き店舗活用事業に要する経費を助成する。												チャレンジショップ事業への支援。中心商店街の空き店舗へNPO等が入居した際、店舗賃貸料、内装設備工事費について助成を行う	市の指定する中心市街地エリアで活動を行うこと。							(TMO)		産業振興労働部商業振興課	055-237-1161	
山梨県	都留市	都留市NPO法人設立支援事業	NPO法人を設立する団体に対し、NPO法人の設立に要する経費を補助する。												NPO法人設立のための申請費用(設立認証申請及び設立登記申請にかかるもの)とし、その額は経費の2分の1に相当する額(上限5万円)とする。	市内に主たる事務所を置き、かつ構成員の2分の1以上が市民から構成される団体で、当該年度中にNPO法人設立に向けて申請を行う団体。									総務部政策形成課 政策担当	0554-43-1111 (内線241)	
静岡県	掛川市	掛川市NPO法人(非営利活動組織)育成支援事業	組織化促進、活動支援(相談、設立助成金等) 啓発事業(研修会、シンポジウムの開催等) 情報提供 推進基盤の確立(各分野の代表、市、社協との懇談)												助成金については設立当初1回に限り助成要綱により助成する。	NPO法人設立団体に限る										市社会福祉協議会 老人福祉センター	0537-24-2722
静岡県	御殿場市	NPO支援講座	NPO法人を対象に法人経営の上で問題・課題となっていることについて、解釈を図るためNPO法人の要望する講座を実施する。												平成15年度新規事業、予算額20万円	市内を活動拠点とするNPO法人										企画部地域振興課 振興スタッフ	0550-82-4308
静岡県	静岡市	NPO講座等の開催	NPO活動の普及・啓発、マネジメント能力向上を図るための講座・研修会。												・市民を対象にNPO活動への理解を深めるための講座開催 ・行政職員を対象にNPO活動への理解を深めるための研修会 ・NPO法人等の理事、スタッフを対象にマネジメント能力の向上を図るための講座	特になし									生活環境部市民生活政策課NPO・ボランティア担当	054-221-1272	
静岡県	静岡市	市民活動情報誌	NPO等、市民活動に関する情報を掲載し、NPO活動の普及・啓発、PR情報交換の機会を提供する。												隔月発行、ホームページでも公開(内容) 行政からNPO等市民活動団体へ向けた情報 一般市民を対象としたNPO活動の普及・啓発に関する情報 NPO等市民活動団体のイベント等のPR情報	特になし									生活環境部市民生活政策課NPO・ボランティア担当	054-221-1272	
静岡県	静岡市	法人市民税(均等割)の減免	収益事業を行わないNPO法人を対象に、法人市民税の減免により活動を支援する。													収益事業を行わないこと									生活環境部市民生活政策課NPO・ボランティア担当	054-221-1272	
静岡県	島田市	社会貢献活動室の提供	社会貢献活動を行う団体へ会議室等の場所提供												NPO法人をはじめ社会貢献活動を行う団体へ会議室等の場所を提供。利用団体35団体(H15年6月現在)	施設管理窓口への団体登録(初回のみ)及び予約										教育委員会生涯学習課	0547-36-7219
静岡県	下田市	特定非営利活動法人補助金	NPO法人に対し、限度額を5万円として事業費の2分の1を補助する。期間3年間のサンセット方式。												(事業概要のとおり)	市内に主たる事務所を設置するNPO法人										市長室企画調整係	0558-22-2212
静岡県	天竜市	まちづくり支援事業	天竜市まちづくり支援事業の指針に基づき、誰もが文化に楽しめる環境づくりや機会の創出、さらには新たな地域文化の創出に寄与すると認められる活動。自主的にかつ共同的に行われる地域の活力醸成やまちの魅力づくりなどに寄与すると認められる活動を行う団体に助成金による支援を行う。												助成金は、予算の範囲内で、事業に掲げる経費の2分の1(市長が特に認める場合は最高5分の4)以内とし、1事業30万円(複数のイベント開催の場合は50万円)を限度とする。また、助成期間については、団体活動の初期支援を目的としているため、最長3年間。審査は、まちづくり審査委員会にて行う。	・市民参加による団体、グループ等により企画、運営される事業であること ・継続性のある事業であること ・既存団体の活動における、その設立目的である自ら行うべき事業は対象としない ・営利を主たる目的とした事業ではないこと ・3月末日までに完了する見込みの事業であること									総務部企画財政課	0539-22-0012	

